

# 福岡市営繕工事における週休2日交替制工事実施要領

## 1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、福岡市では、労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日推進に向けた取り組みとして、公共工事における週休2日工事を実施しているところである。

本実施要領は、週休2日の現場閉所が困難な工事において、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日の休日確保に取り組む工事の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 用語の定義

### (1) 週休2日交替制

対象期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。

### (2) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

また、悪天候等による予定外の休日についても休日日数に含めるものとする。

### (3) 4週8休

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下、「休日率」という。)が28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。

## 3. 対象工事

福岡市が発注する営繕工事のうち、以下に該当する工事

- ・維持管理工事等、緊急性が高く、休日に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事(以下「現場閉所困難工事」という。)

## 4. 発注方式

発注者が週休2日交替制に取り組むことを指定する方式とする。

## 5. 積算方法等

### (1)補正方法

休日率の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

なお、休日率を算出する際、当該工事に従事した期間が1週間に満たない技術者及び技能労働者は対象外とする。

①4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

労務費（複合単価）	市場単価等
1.05	別紙①

### (2)積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。なお、受注者の責により4週8休以上の達成が困難となった場合、契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても補正は考慮しない。

## 6. 対象工事である旨等の明示

(1)対象工事である旨等の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ①一般競争入札：入札説明書、現場説明書及び特記仕様書
- ②指名競争入札：現場説明書及び特記仕様書
- ③随意契約：現場説明書及び特記仕様書

(2)(1)の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

## 7. 休日の確認方法等

### (1) 休日の確認方法

#### ①工事着手前

- ・監督職員は、現場代理人、技術者及び技能労働者毎の休日日数の予定を記載した「休日取得計画書」を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

#### ②工事着手後

- ・受注者は、監督職員による休日の状況の確認のため「休日取得実績報告書」に休日日数を記載し、監督職員に提出する。
- ・監督職員による休日率の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組

状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

### ③その他留意事項

- 休日率の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

### (2)週休2日交替制工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日交替制工事である旨を仮囲い等に明示する。

### (3)適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

また、新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

### (4)工事成績評定

4週8休以上を達成できた場合、工程管理の項目で評価する。

## 8. その他

### (1)証明書の発行

週休2日交替制工事を実施した受注者（希望者のみ）に週休2日実施証明書を発行する。

### 附則

本実施要領は、令和4年8月1日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。

令和6年4月1日改定

## (別記) 現場説明書等における記載例

### (1) 現場説明書

本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することにより週休2日（4週8休以上）を達成するよう工事を実施する週休2日交替制工事（発注者指定方式）である。

### (2) 特記仕様書

#### 週休2日交替制工事

##### 1. 週休2日交替制工事の対象工事について

本工事は、週休2日交替制工事の対象工事である。

##### 2. 費用補正について

1) 4週8休以上を前提に下記①の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成している。

##### 3. その他

1) 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場の運営に支障がないよう配慮すること。また、発注者との連絡体制の確保について、事前に協議を行うこと。建設業法第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

2) 「福岡市営繕工事における週休2日交替制工事実施要領」に基づき実施すること。（福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>公共工事の技術情報>週休2日工事）

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設 備(ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21